

正会員向け講師登録規約

第1条（目的）

科学舎アカデミー（以下「科学舎」という）は、外部団体・機関から講師等の紹介依頼があった場合は、科学教育の振興及び普及の目的で、以下の条件において正会員へ依頼内容の情報提供を行います。

第2条（資格）

科学舎の正会員を対象とします。

第3条（登録）

科学舎アカデミー正会員規約第4条に基づき登録の手続きを行わなければいけません。

第4条（依頼内容の開示）

科学舎に外部団体・機関から講師等の紹介依頼があった場合、科学舎がどの正会員に情報提供するかを判断し、依頼内容を開示します。

第5条（会員の個人情報開示）

科学舎が正会員に外部団体・機関からの依頼内容を情報提供した後、正会員から連絡先の開示依頼があった場合のみ、依頼団体・機関に対し正会員の連絡先を開示します。

第6条（契約）

講師等の依頼を承諾する場合、正会員には、依頼団体・機関と直接契約をしていただきます。契約後に何らかの不利益または損害が生じたとしても、科学舎は一切の責任を負わないものとします。

第7条（紹介手数料）

契約が成立した場合は、団体・機関向け講師紹介依頼規約第4条に従い、依頼団体・機関が科学舎に対し紹介手数料を支払います。科学舎と正会員との間での手数料は発生しません。

附則

この規約は、令和元年5月1日より施行します。